

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

新生須賀川水環境整備計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

須賀川市

## 3. 地域再生計画の区域

須賀川市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し、平成17年4月1日付で、隣接する1町1村（旧長沼町・旧岩瀬村）と合併した、行政面積約279.55km<sup>2</sup>、県内第5位の人口80,756人（平成17年4月1日現在）を有する都市である。

市内には、福島空港や東北自動車道のインターチェンジが設置され、隣接する郡山市には東北新幹線の駅がある。高速交通体系が確立された、全国の主要都市はもとより、海外とも結ばれたグローバルな高速交通の要衝となっている。

また、一級河川阿武隈川が南北に、同支川釈迦堂川が東西に流れ、東は南北朝時代の史跡である宇津峰山をはじめとする阿武隈山地の山々を、西は那須連峰から安達太良山や東吾妻連峰にかけての奥羽山脈を望む、水と緑に囲まれた、美しい景観に恵まれたまちである。

本市では、「人と自然が輝く臨空都市すかがわ」を標榜し、これを将来の都市像としている。

目指すべき都市の姿は、①人が主役のまち(づくり)、②快適なくらしができるまち(づくり)、③自然と調和がとれたまち(づくり)を、基本的な3つの考え方として、これに基づき⑦市民参加の推進、①教育文化の向上、⑦保健福祉の充実、⑤快適生活環境の実現、⑧産業振興の促進を、まちづくり基本課題の5本柱と位置付け、これら課題が実現されたものとしている。

この中で、「快適生活環境の実現」に向けては、このまちに住む人々が「ゆとり」や「うるおい」、そして「多くの自然」を感じられるように、質の高い生活空間と豊かな水環境の創出を目指して、人と環境にやさしいまちづくりを進めており、「須賀川市環境基本構想」を策定して、市民の環境に対する意識の高揚を図るとともに、安全に安心して暮らせる快適生活環境の整備等の事業を展開している。

安全に安心して暮らせる生活環境の整備については、「須賀川市地域防災計画」を策定し、防犯や交通及び防災の面から、生活環境の向上に努めながら、快適な生活環境の整備については、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅や、人にやさし

い道づくりとしての一休広場整備など、汚水処理を含めた、市民生活に密接する事業を進めている。

この中で、汚水処理施設整備事業については、昨今の市街化の進行に加えて、農業集落の生活様式の変化などにより、公共用水域の水質汚濁が進み、昔、舟運で栄えた阿武隈川や釈迦堂川の水質も悪化している現状に応ずべく、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の汚水対策事業を、建設部下水道課に一元集約して、より効果的な事業を進めてきた。

ところで、本市の人口集中地区を中心とする地域の上水道は、釈迦堂川を水源としていることから、取水口上流域の面源汚濁への対応が、強く求められている。

今後も、この対応はもちろんのこと、市内の小さな堀や水路を含めた、公共用水域に清流を取りもどす様、より有効な事業展開を進めるものである。

汚水処理施設整備事業進捗指標としての、本市汚水処理人口普及率は、平成17年度末で約57.1%に達したが、全国レベルに比してはまだ低く、これの向上が面源汚濁対応として有効であり、公共用水域に清流を取りもどすことになると考えられる。

そのためには、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽設置整備事業（個人設置型）の特性や効率性・経済性を考慮しながら、3事業が有機的に結合した、適正な汚水処理施設整備事業を進めることが重要であり、各汚水処理施設の整備を促進し、面源汚濁物質の流入量削減と、公共用水域の水質改善・保護保全を図り、人と自然にやさしい、住み良い快適生活環境の創出を進めるとともに、「人と自然が輝く臨空都市すかがわ」の実現を目指す。

#### 目標1 汚水処理人口普及率の向上を図る（57.1%→71.8%に向上）

年度	H17 当初	H17 末	H18 末	H19 末	H20 末	H21 末	H22 末
汚水処理人口普及率	52.4%	57.1%	60.2%	64.6%	67.9%	69.8%	71.8%

#### 目標2 農業用排水路の水質向上による農作業被害農地の解消を図る

農業集落排水施設整備により農業用排水路への生活雑排水の流入を減少させ、農作業被害農地約180haを解消し、優良農地の確保を図る。

### 5. 目標を達成するために行う事業

#### （5-1）全体の概要

須賀川市は、それまで独立して事業が行われていた、公共下水道事業（建設部下水道課）・農業集落排水事業（産業部農政課）・浄化槽設置整備事業（市民生活部生活課）の3事業を、平成15年度から下水道課へ一元集約を図り、各事業の特性や効率性・経済性などを考慮しながら、3事業が有機的に結合した、より有効な汚水処理施設整備を進めている。

快適な生活環境と次代に引き継ぐ豊かな水環境を創出するためには、面源汚濁対策が重要であることより、汚水処理施設整備事業を重点施策と位置付け、今後も引き続き汚水処理人口普及率の向上を図る。

#### (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

##### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成17年6月に事業認可

農業集落排水・・・古戸地区は平成12年4月

岩渕・泉田地区は平成15年4月

木之崎1期地区は平成14年4月

木之崎2期地区は平成19年1月

稻・松塚地区は平成20年1月

に事業採択の通知を国より受けている。

##### 「事業主体」

- ・ いずれも須賀川市

##### 「施設の種類」

- ・ 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

##### 「事業区域」

- |              |   |
|--------------|---|
| ・ 公共下水道      | 須賀川市公共下水道事業認可区域                           |
| ・ 農業集落排水施設   | 須賀川市農業集落排水事業採択区域                          |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 須賀川市公共下水道事業認可区域及び<br>須賀川市農業集落排水事業採択区域外の区域 |

##### 「事業期間」

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ・ 公共下水道      | 平成18年度～平成22年度 |
| ・ 農業集落排水施設   | 平成18年度～平成22年度 |
| ・ 浄化槽（個人設置型） | 平成18年度～平成22年度 |

##### 「整備量」

- |         |  |
|---------|--|
| ・ 公共下水道 | $\phi = 200\text{ mm} \sim 300\text{ mm}$ L=22,500m  |
| （単独事業）  | $\phi = 150\text{ mm} \sim 200\text{ mm}$ L=25,000m) |

- ・農業集落排水施設       $\phi = 150\text{ mm} \sim 250\text{ mm}$     L=25,020m  
汚水終末処理施設 2カ所  
マンホールポンプ 17カ所
- ( 単独事業       $\phi = 150\text{ mm}$       L= 3,460m )
- ・浄化槽      計 531基

なお、各施設による新規の処理人口は下表のとおり

	新規の処理人口(人)
公共下水道	6,467
農業集落排水施設	6,260
浄化槽	2,099
合計	14,826

### 「事業費」

- ・公共下水道      事業費 1,740,000千円 (うち、交付金 870,000千円)  
                      単独事業費 1,920,000千円
- ・農業集落排水施設      事業費 2,618,930千円 (うち、交付金 1,309,465千円)  
                      単独事業費 333,000千円
- ・浄化槽（個人設置型）      事業費 216,900千円 (うち、交付金 72,300千円)  
                      単独事業費 15,272千円
- ・合計      事業費 4,575,830千円 (うち、交付金 2,251,765千円)  
                      単独事業費 2,268,272千円

### (5-3) 他の事業

住み良い快適な生活環境の整備の推進に際し、「新生須賀川水環境整備計画」は、重要な施策として位置付けられるが、環境部局の「環境保全推進事業」及び「河川水質保全対策事業」並びに河川部局の「釧路堂川河川環境美化事業」など、他事業との整合性を考慮して、全市域が一体となるよう、関連事業を有機的に結び付け、より効率的な事業推進を図る。

なお、平成18年度には、過去に開発された2つの住宅団地を下水道区域に取り入れたところである。

## 6. 計画期間

平成18年度～平成22年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標について、本市が実施している「須賀川市総合行政懇

「談会」において、計画終了後の施設整備状況や、数値目標に対する実績値などを公表して、評価・検討を行い、次の計画策定に役立てるものとする。

#### 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本市の「新生須賀川水環境整備計画」については、合併前の各市町村において、「福島県全県域下水道化構想（都道府県構想）」の見直しに併せて計画した、各々の「全県域下水道化構想」を基本として、最新のデータに基づき、市町村合併後の全市域を対象に、施設整備計画を検討策定したものであり、本計画は今後の「福島県全県域下水道化構想」の見直し時に反映させることとする。